

所沢市公共施設 LED 一括導入事業に係る
官民対話実施要領

1. 調査の目的

市では、2050 年までに脱炭素社会を実現するため、所沢市脱炭素社会を実現するための条例において省エネルギーの促進に関する施策の推進を基本的施策として定めています。

また、2023 年の「水銀に関する水俣条約」第 5 回締約国会議で 2027 年末までに蛍光ランプの製造と輸出入が禁止されることが決まり、2024 年 12 月には水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が改正され、一般照明用の蛍光ランプ、水銀を含む電池等について、特定水銀使用製品に追加し、その製造を禁止する規制対象とされました。このことにより公共施設においても照明の LED 化が急務となりました。

そのような状況を踏まえ、公共施設における照明の LED 化を効率的に実施するため、民間の資金・ノウハウの活用を含めたあらゆる手法を検討しており、照明の LED 化に知見のある民間事業者より、事業内容や事業スキーム等に関する意見や、市の考え方に沿う新たな事業提案を受けることを目的として、官民対話を実施します。

2. 事業概要

対象施設数	200 施設程度（詳細は参加申込後に提供予定）
施設区分 （施設数）	まちづくりセンター、保育施設、児童館・児童クラブ、高齢者福祉施設、道路照明、その他
実施手法	PPP/PFI 手法やリースなどの民間資金を活用した手法を想定
事業期間	2026 年 3 月までに事業者を選定し、2026 年 4 月（令和 8 年度）から設計及び施工を開始、2028 年 3 月末（令和 9 年度末）までに完了させる想定です。リース等の手法を用いる場合、LED 化完了から 10 年程度を事業期間の目途とします。

※対象施設数及び事業期間は現時点で検討中であり、今後変動する場合があります。

3. 官民対話の実施スケジュール

実施要領の公表	令和 7 年 2 月 18 日（火）
官民対話の参加申込、 官民対話の実施（参加申込後順次実施）	令和 7 年 2 月 18 日（火）～ 令和 7 年 3 月 14 日（金）
実施結果概要の公表	令和 7 年 3 月下旬公表予定

4. 市の考え方

(1) 導入条件

一括導入にあたり、以下の条件を全て満たす必要があると考えています。

- ・ 事業期間内に施工できること
- ・ 電気設備図面や照明姿図が入手できない施設が複数ある状況下でも、本業務の一環として別途調査をする等により実施できること
- ・ 地元施工店により施工すること
- ・ 市の支出が平準化されること
- ・ 総額が従来方式の公共工事による場合より安価であること

上記に加え、以下の条件を満たす手法であることが望ましいと考えています。

- ・ 施工監理（図面照合）及び完了検査における市職員の事務負担が少ないこと
- ・ 施工時及び施工後照明運用時、事故リスクの少ない手法であること
- ・ 電気使用量及びCO₂排出量の削減量が示され、最大化される手法であること
- ・ より安価な手法であること

(2) 構想

- ① 本事業は、公募型プロポーザル方式により契約相手方の選定を行う予定です。
- ② 現時点で予定している対象施設について、民間事業者のノウハウやスケールメリットを生かして照明器具をLED化することにより、より早期かつ安全に、電気料金及びエネルギー使用量の削減量がより大きくなる提案を評価する予定です。
- ③ 照明の詳細調査については本事業内で実施する想定であり、公募型プロポーザルの公募に向けて本市が提供する情報については、事業化が可能な最小限のものとする予定です。優先交渉権者決定・協定締結後に詳細調査を実施し、対象施設や内容の確定後、協議の上本契約を締結する想定です。
- ④ 本事業の公募型プロポーザルの公募の際に提供する情報については、本官民対話の結果を踏まえ検討します。
- ⑤ 器具ごと交換を原則とする予定です。市場調達の困難さや施設の性質等を考慮し器具交換が不適な場合は管交換も可とします。

5. 調査内容

本官民対話に参加する事業者（以下、「参加事業者」といいます）は、主に次の内容について、様式3-1及び3-2を用いて可能な範囲でご意見及びご提案を市にご提出ください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

次の内容以外についても、本事業の課題等、今後の公募に関連する事項等についてご意見があればお聞かせください。

当日は、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いします。

リースを採用した場合の、リース期間満了後の取り扱いについて	リース（事業期間は10年を目途とする）による提案が可能な場合、事業期間完了後に再リース（照明器具は存置したまま、継続して維持管理を行う）することが可能か、また、可能な場合は年間再リース料の概算について伺います（年間、事業費の〇〇程度 という回答でも結構です）。
公募開始時に必要な最低限の情報について	参加事業者により本市が提供する対象施設の情報について、事業化にあたり不十分であると考えられる場合、他にどのような情報が必要か伺います。 最低限必要な項目と、あれば望ましい項目に分けてご回答ください。 なお、優先交渉権者決定・協定締結後に詳細調査を実施する前提であることにご留意ください。
対象施設、設備について	対象施設一覧の中で本事業の実施に不適と思われる施設や設備があれば伺います（例：デザイン灯は不可。〇〇施設については休館してもらわないと施工が困難 等）
事業実施における懸念点について	本事業の実施について、懸念点があれば伺います。とりわけ、施工におけるアスベスト対策についての懸念点と対応策があれば伺います。
最適な事業手法について	PPP/PFI手法やリースなどの民間資金を活用した手法など、想定される事業手法ごと、項目ごとに、優れていると思う順位等について意見を伺います。 様式3-2により、複数の手法を比較する形式で回答をお願いします。
その他	その他、ご意見があれば伺います。

6. 官民対話の手続き

(1) 官民対話の参加申込

本官民対話への参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）、市提供資料に関する誓約書（様式2）に必要事項を記入の上、件名を【官民対話参加申込（事業者名）】として、電子メールにより提出してください。所沢市より参加事業者

に対象施設に関する資料を提供します。参加事業者は資料受領後、所沢市公共施設 LED 化事業に係る官民対話 意見書（様式 3-1 及び 3-2）を 1 部作成し、件名を【官民対話意見書提出（事業者名）】として、官民対話の実施日前日までに電子メールにより提出してください。

① 申込受付期間

令和 7 年 2 月 18 日（火）～令和 7 年 3 月 14 日（金）

② 申込先

9. 問い合わせ先参照

(2) 官民対話実施日時・場所の通知

実施日時及び場所（対面又はオンライン）については、参加申込のあった事業者へ電子メールにて連絡します。なお、官民対話は複数回行う場合があります。

(3) 官民対話の実施方法

提出された意見書を基に、事業者から意見を聴取します。

① 実施期間

令和 7 年 2 月 18 日（火）～令和 7 年 3 月 14 日（金）

意見書の提出があり次第、順次実施します。

② 場所

対面、オンライン又は書面で実施します。6. (2) のとおり詳細は事前に連絡します。

③ その他

本官民対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

(4) 官民対話の結果の公表

本官民対話の結果は、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。

7. 参加事業者の資格要件等

(1) 参加事業者の条件

① 参加事業者は今後実施する公募型プロポーザルへの応募（構成事業者としてでも可）を前提に、法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者とします。

② 参加事業者は単独又はグループ（複数の企業・団体の共同体）とします。

③ 参加事業者は公共施設の照明一括 LED 化を PPP/PFI の手法で実施したことのある者（構成事業者としてでも可）とします。

(2) 参加事業者の要件

参加事業者は、次に掲げるすべての要件に該当する者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその統制下にある者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」）という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

8. 留意事項

（1）参加事業者の取扱

本官民対話への参加は、今後のプロポーザル公募時における評価の対象とはなりません。

（2）官民対話結果の取扱

本官民対話において提出された意見及びそれに対する市からの回答内容は、事業者が特定されないよう加工した上で公開する場合があります。

（3）費用負担

本官民対話に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とします。

（4）提出書類の取り扱い及び特許等

- ① 提出書類の著作権は参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 参加事業者の提出書類については、参加事業者の許可を得ずに本官民対話の実施に必要な目的以外で使用することはありません。
- ③ 申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとします。

(5) 法令の遵守

参加事業者は、申し込むに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、法令適合のリスクを負うこととします。

(6) 追加対話への協力

本官民対話終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照合含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

9. 問い合わせ先

郵便番号：〒359-8501

住 所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担 当：所沢市環境クリーン部まちごとエコタウン推進課

電 話：04-2998-9133（平日8:30～17:15）

F A X：04-2998-9394

M A I L：a9133@city.tokorozawa.lg.jp